

JIS原案等パブリックコメント実施リスト

注記  
 1: 意見及び異議受付期間は、令和7年1月6日～令和7年2月4日  
 2: 区分aは、JIS規格原案又はTS原案若しくはTR原案の別を記載  
 3: 区分bは、制定、改正の別を記載  
 4: 対応国際規格は、対応国際規格が判明している場合に記載

No	区分a	区分b	JIS規格番号等	JIS規格原案等の名称	JIS規格原案等の英文名称	JIS規格原案等の適用範囲	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	原案作成者	
1	JIS	制定		人間工学—人とシステムとのインタラクション—第221部: 人間中心設計プロセスアセスメントモデル	Ergonomics of human-system interaction — Part 221: Human-centred design process assessment model	この規格では、JIS X 33020に基づき、またJIS X 33004の要求事項に従って、ISO 9241-220に適合した人間中心設計(HCD)のプロセス参照モデル(PRM)、及びこれらのプロセスをアセスメントするためのプロセスアセスメントモデル(PAM)を規定している。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義並びに略語 ・適合性 ・プロセスアセスメントモデル及び能力判定 ・プロセス参照モデル及びプロセスパフォーマンス指標(水準1) ・プロセス能力水準及びプロセス属性(水準0～5)		ISO 9241-221:2023, Ergonomics of human-system interaction — Part 221: Human-centred design process assessment model(IDT)	一般社団法人日本人工学会	一般財団法人日本規格協会
2	JIS	制定		自動認識及びデータ取得技術—RFIDのサプライチェーンへの適用—製品タグ付け、製品包装、輸送単位、リターナブル輸送器材及びリターナブル包装器材	Automatic identification and data capture techniques — Supply chain applications of RFID — Product tagging, product packaging, transport units, returnable transport items and returnable packaging items	※この制定案件は、認定産業標準作成機関として制定する規格のため、制定案に対する意見受付公告は、JIS認定機関WEB SITE (https://webdesk.jisa.or.jp/jis/W50M1000)にて実施する。 なお、この制定にともなう廃止はCSBとして関与するJISのため、本ページ(別: 制定・改正に伴う廃止JIS)に掲載する。	—	Z0664, Z0665, Z0666, Z0667	ISO/IEC 17360:2023, Automatic identification and data capture techniques — Supply chain applications of RFID — Product tagging, product packaging, transport units, returnable transport items and returnable packaging items (IDT)	一般社団法人日本自動認識システム協会	一般財団法人日本規格協会
3	JIS	改正	A5440	火山性ガラス質複層板(VSボード)	Volcanic silicates fiber reinforced multi-layer board	この規格は、主として建築物の化粧材、内外壁下地、床下地、屋根下地、型枠などに用いる建築用ボードで、主な使用原料として火山性ガラス質たい積物(シラス、白土、軽石など)の粒体及びそれらの発泡体をJIS A 9504に規定する無機繊維と無機粉体(フライアッシュ、炭酸カルシウムなど)とを複合し、有機系結合材によって層状に成形した製品について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・使用材料を明確化するために、無機粉体の定義に「水酸化アルミニウム」を追加する【3.5】。 ・近年の生産・流通実態を踏まえ、軒天井材や内装下地材等の用途として密度0.6 g/cm3を中心値として設計された製品がJIS適合品となるよう、種類及び品質について、所要の改正を行う【箇条4及び6.2】。 ・試験の業務効率化のため、試験室の温度及び湿度の条件を削除する【7.1 a)】。 ・試験の合理化のため、吸水試験及び寸法安定性試験における試験片の養生条件を統一【7.6, 7.7 a)及びb)】。必要に応じ吸水率や寸法安定性の規定値も見直す【表5】。 ・測定部位の明確化のため、吸水による長さ変化率は、製品の長さ方向を対象としていることを注記する【表5】 ・測定精度向上のため、耐衝撃性試験の測定器具に「金属製直尺」を追加する【7.12】。	(無)		火山性ガラス質材料工業会	一般財団法人日本規格協会
4	JIS	改正	A6005	アスファルトルーフィングフェルト	Asphalt roofing felts	この規格は、防水工事、防湿工事、屋根ふき下地、壁下地などに用いるアスファルトルーフィングフェルトについて規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・引用規格であるJIS K 6257(加硫ゴム及び熱可塑性ゴム—熱老化特性の求め方)の改正によって、試験装置を規定する箇所が変更されたため、7.5.1(試験機器)で引用する箇条を変更する。 ・7.1(試験の一般条件)について、規格利用者の不便とならないよう、関連規格(JIS A 6005, JIS A 6012, JIS A 6013, JIS A 6023)間で統一した温湿度条件となるよう見直す。また、数値の丸め方の記述が不明瞭であるため、関連する手順を含めて見直す。	(無)		一般社団法人日本防水材料協会	一般財団法人日本規格協会
5	JIS	改正	A6012	網状アスファルトルーフィング	Woven fabrics asphalt roofings	この規格は、防水工事、防湿工事などに用いる網状アスファルトルーフィングについて規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・引用規格であるJIS K 6257(加硫ゴム及び熱可塑性ゴム—熱老化特性の求め方)の改正によって、試験装置を規定する箇所が変更されたため、7.5.1(試験機器)で引用する箇条を変更する。 ・7.1(試験の一般条件)について、規格利用者の不便とならないよう、関連規格(JIS A 6005, JIS A 6012, JIS A 6013, JIS A 6023)間で統一した温湿度条件となるよう見直す。また、数値の丸め方の記述が不明瞭であるため、関連する手順を含めて見直す。	(無)		一般社団法人日本防水材料協会	一般財団法人日本規格協会
6	JIS	改正	A6013	改質アスファルトルーフィングシート	Polymer-modified bitumen roofing sheets	この規格は、防水工事、防湿工事などに用いる改質アスファルトルーフィングシートについて規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・引用規格であるJIS K 6257(加硫ゴム及び熱可塑性ゴム—熱老化特性の求め方)の改正によって、試験装置を規定する箇所が変更されたため、7.5.1(試験機器)で引用する箇条を変更する。 ・引用規格であるJIS K 6250(ゴム—物理試験方法通則)の改正によって、寸法測定を規定する箇所が変更されたため、7.2(寸法の測定)で引用する箇条を変更する。 ・7.1(試験の一般条件)について、規格利用者の不便とならないよう、関連規格(JIS A 6005, JIS A 6012, JIS A 6013, JIS A 6023)間で統一した温湿度条件となるよう見直す。また、数値の丸め方の記述が不明瞭であるため、関連する手順を含めて見直す。	(無)		一般社団法人日本防水材料協会	一般財団法人日本規格協会

JIS原案等パブリックコメント実施リスト

注記  
 1: 意見及び異議受付期間は、令和7年1月6日～令和7年2月4日  
 2: 区分aは、JIS規格原案又はTS原案若しくはTR原案の別を記載  
 3: 区分bは、制定、改正の別を記載  
 4: 対応国際規格は、対応国際規格が判明している場合に記載

No	区分a	区分b	JIS規格番号等	JIS規格原案等の名称	JIS規格原案等の英文名称	JIS規格原案等の適用範囲	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	原案作成者	
7	JIS	改正	A6023	あなあきアスファルトルーフィングフェルト	Perforated asphalt roofing felts	この規格は、防水工事などの絶縁工法に用いるあなあきアスファルトルーフィングフェルトについて規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・引用規格であるJIS K 6257(加硫ゴム及び熱可塑性ゴム-熱老化特性の求め方)の改正によって、試験装置を規定する箇所が変更されたため、7.8.1(試験機器)で引用する箇条を変更する。 ・7.1(試験の一般条件)について、規格利用者の不便とならないよう、関連規格(JIS A 6005, JIS A 6012, JIS A 6013, JIS A 6023)間で統一した温湿度条件となるよう見直す。また、数値の丸め方の記述が不明瞭であるため、関連する手順を含めて見直す。		(無)	一般社団法人日本防水材料協会	一般財団法人日本規格協会
8	JIS	改正	A6209	コンクリート用火山ガラス微粉末(追補1)	Volcanic glass powder for use in concrete (Amendment 1)	この規格は、コンクリート、モルタル及びセメントペーストに混和材料として用いるコンクリート用火山ガラス微粉末について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・まえがきに具体的な特許の情報を記載する。		(無)	一般財団法人日本規格協会	
9	JIS	改正	A8310-1	土工機械-操縦装置及び表示用図記号-第1部:共通図記号(追補1)	Earth-moving machinery -- Symbols for operator controls and other displays -- Part 1: Common symbols (Amendment 1)	この規格は、JIS A 8308 に定義する多くの形式の土工機械の操縦装置及び表示用の共通図記号について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・一般図記号において、近年の技術進歩に対応して診断ポート、ビデオカメラなど7個の図記号の項目を新たに追加する。 ・原動機図記号において、近年の技術進歩に対応してエンジン始動遮断の図記号の項目を新たに追加する。 ・変速機図記号において、近年の技術進歩に対応して変速機の電気予備加熱の図記号の項目を新たに追加する。 ・油圧系統図記号において、近年の技術進歩に対応して油圧モータの図記号の項目を新たに追加する。 ・窓及び視界性図記号において、近年の技術進歩に対応して日よけなど3個の図記号の項目を新たに追加する。 ・座席図記号において、近年の技術進歩に対応して背もたれのヒータなど3個の図記号の項目を追加する。		ISO 6405-1:2017, Amd1:2022, Earth-moving machinery -- Symbols for operator controls and other displays -- Part 1: Common symbols(MOD)	一般社団法人日本建設機械施工協会	一般財団法人日本規格協会
10	JIS	改正	A8310-2	土工機械-操縦装置及び表示用図記号-第2部:特定機種、作業装置及び附属品図記号(追補1)	Earth-moving machinery -- Symbols for operator controls and other displays -- Part 2: Symbols for specific machines, equipment and accessories (Amendment 1)	この規格は、JIS A 8308 に定義する土工機械の特定の形式についてその操縦装置及び表示用の共通図記号について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・機械及び作業装置の共通的な図記号において、近年の技術進歩に対応してクローラ式機械など3個の図記号の項目を追加する。 ・グレーダ図記号)において、近年の技術進歩に対応してグレーダのブレード(浮き状態)など3個の図記号の項目を追加する。 ・ショベル系掘削機/バックホウ図記号)において、近年の技術進歩に対応して掘削機(上部ふかん図)など3個の図記号の項目を追加する。 ・ショベル系掘削機(フェースショベル図記号)において、近年の技術進歩に対応して機械式掘削機(側面図)など10個の図記号の項目を追加する。 ・ローダ図記号)において、近年の技術進歩に対応してローダバケットの図記号の項目を追加する。 ・箇条26(ドリル図記号)を新規に追加し、ドリルビットなど7個の図記号の項目を追加する。		ISO 6405-2:2017, Amd1:2022, Earth-moving machinery -- Symbols for operator controls and other displays -- Part 2: Symbols for specific machines, equipment and accessories(IDT)	一般社団法人日本建設機械施工協会	一般財団法人日本規格協会
11	JIS	改正	B2308	ステンレス鋼製ねじ込み式管継手	Stainless steel threaded fittings	この規格は、主に蒸気、空気、ガス、水1)及び油に用いる一般配管で使用するステンレス鋼製ねじ込み式管継手について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・継手の各シンボルを、ISO 4144で規定されているシンボル(例:エルボの場合、E1)に加え、国内の継手業界で主に使われているシンボル(例:エルボの場合、L)も規定する。また、バンド付き継手のシンボル(例:バンド付きエルボの場合、BL)も追加規定する。 ・管の呼び径を、ISO 4144で規定されている呼び径DNに加え、国内で主に使われている呼び径Aも規定する。 ・ねじ軸線間の角度の狂いの規定が曖昧であるので、より明確に規定する。 ・継手のタイプに、近年の実態に即して、ユニオンエルボを追加する。 ・耐腐食性において、この規定は、対応国際規格でも規定されておらず、継手の材料を規定している各JISで規定済なので、削除する。		ISO 4144:2003, Stainless steel threaded fittings(MOD)	日本金属継手協会	一般財団法人日本規格協会
12	JIS	改正	B2309	一般配管用ステンレス鋼製突合せ溶接式管継手	Butt-welding pipe fittings for light gauge stainless steel tubes for ordinary use	この規格は、JIS G 3448の一般配管用ステンレス鋼管の配管に突合せ溶接によって取り付けられるステンレス鋼製の管継手について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・浸出性能において、JIS G 3448と整合させるため、この箇条を削除する。 ・形状及び寸法において、45° ショートエルボは、特殊な形状の管継手の附属書から本体に移行させる。20Su及び25Suのショートエルボは、技術の実態を踏まえて寸法表から削除する。 ・試験及び検査において、JIS G 3448と整合させるため、浸出性能に関する規定を削除する。		(無)	ステンレス協会	一般財団法人日本規格協会

JIS原案等パブリックコメント実施リスト

注記

- 1: 意見及び異議受付期間は、令和7年1月6日～令和7年2月4日
- 2: 区分aは、JIS規格原案又はTS原案若しくはTR原案の別を記載
- 3: 区分bは、制定、改正の別を記載
- 4: 対応国際規格は、対応国際規格が判明している場合に記載

No	区分a	区分b	JIS規格番号等	JIS規格原案等の名称	JIS規格原案等の英文名称	JIS規格原案等の適用範囲	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	原案作成者	
13	JIS	改正	B6032	工作機械-安全性-放電加工機	Machine tools - Safety - Electrical discharge machines (現行名称: Machine tools - Safety - Electro-discharge machines)	この規格は、機械を設計、製造、据付け及び／又は供給する人(事業者)が導入することを意図した。次の放電加工機及び放電加工システムに適用可能な安全要求事項及び／又は保護方策について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・用語及び定義において、3.24.4として保守モード(MO保守)を追加し、現行規格の危険な加工電力(3.15)及び平均危険側故障時間(3.18)を削除する。また、対応国際規格の変更に合わせて用語番号を大幅に変更する。 ・放電位置決めモード(5.3.2.3)において、現行の有効時間が十分でなく短いため、放電位置決めモードを選択した場合の最大有効時間を2分から5分に変更する。 ・特定要求事項(5.5)の表3において、現行規格は制御装置に関する規定がないことから、危険源(F2)に制御装置の設計、配置又は識別を追加する。 ・附属書B(規定)において、対応国際規格でA特性放射音圧レベルの測定(B.3.1)、測定不確かさ(B.3.4)、騒音放射値の表示例(B.8.2)など新たな規定が追加されたことから、この規格でも同様に変更する。		ISO 28881:2022, Machine tools - Safety - Electrical discharge machines(MOD)	一般社団法人日本工作機械工業会	一般財団法人日本規格協会
14	JIS	改正	B6190-10	工作機械試験方法通則-第10部:数値制御工作機械に取り付けたプロービングシステムの測定性能評価方法(現行名称:工作機械試験方法通則-第10部:プロービングシステムの測定性能評価方法)	Test code for machine tools-Part 10: Determination of the measuring performance of probing systems of numerically controlled machine tools	この規格は、数値制御工作機械に取り付けたプロービングシステムの測定性能を評価するための試験手順について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・附属書(参考)として記載しているこの規格で用いる記号及びその説明について、改訂された国際規格との整合を図るため、本体に記号の箇条を設け、規定として明記する。 ・附属書(参考)として記載しているスキヤニングプローブの測定性能について、改訂された国際規格との整合を図るため、本体に移行し、工作物のプロービングの箇条で規定する。 ・工作物のプロービングにおいて、ユーザーニーズの多様化に対応するため、加えて改訂された国際規格との整合を図るため、新たにボアゲージシステムの試験手順に関する規定を追加する。 ・工具のプロービングにおいて、近年の技術進歩に合わせるため、加えて改訂された国際規格との整合を図るため、新たに非接触レーザー光遮断工器具測定システムの試験手順に関する規定を追加する。		ISO 230-10:2022, Test code for machine tools-Part 10: Determination of the measuring performance of probing systems of numerically controlled machine tools(IDT)	一般社団法人日本工作機械工業会	一般財団法人日本規格協会
15	JIS	改正	C5512	補聴器の性能特性の測定方法	Measurement of the performance characteristics of hearing aids	この規格は、音響カブラ又は密閉形擬似耳を用いた気導補聴器の性能特性の測定に推奨される方法を規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・規格名称を“補聴器”から“補聴器の性能特性の測定方法”に変更する。 ・対応国際規格をIEC 60118-7からIEC 60118-0に変更する。これに伴い、現行規格における出荷検査及び品質管理のための試験方法及び許容差の規定に、補聴器のフィッティングを行う専門家に対する情報提供のための測定方法を追加する。 ・8 000 Hz以上の周波数の増幅を意図する補聴器、又は耳内に深く挿入する補聴器の測定に使用する音響カブラとして、0.4 cm <sup>3</sup> カブラを追加する。 ・試験室に関して、タイプ1の無響室及びタイプ2の試験箱の定義及び要求事項を追加する。 ・補聴器に意図する入力音を与えるために音場を均等化する方法として、逐次測定法の規定を追加する。また、代替法として同時測定法及び置換測定法についても規定を追加する。 ・補聴器の非音響入力、すなわち、ワイヤレス入力、磁気誘導入力及び電気入力に対する測定方法の規定を追加する。		IEC 60118-0:2022, Electroacoustics - Hearing aids - Part 0: Measurement of the performance characteristics of hearing aids(MOD)	一般社団法人日本補聴器工業会	一般財団法人日本規格協会
16	JIS	改正	C8105-2-2	照明器具-第2-2部:埋込み形照明器具及び埋込み形空調照明器具に関する安全性要求事項(現行名称:照明器具-第2-2部:埋込み形照明器具に関する安全性要求事項)	Luminaires-Part2-2: Particular requirements for safety - Recessed luminaires and recessed air-handling luminaires (現行名称: Luminaires-Part2-2: Particular requirements for safety - Recessed luminaires)	この規格は、電気光源を用いる又は組み込むように設計された埋込み形照明器具であって、1 000 V以下の電源電圧で使用するものの安全性要求事項について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・“適用範囲”において、対象製品として、従来の埋込み形照明器具に加え、埋込み形空調照明器具を追加する。 ・JIS C 8105-1から、“埋込み形照明器具だけ”に適用する規定をこの規格に取り込む。 ・照明器具の分類、表示、構造などの各規定に、埋込み形空調照明器具に関する規定を追加し、さらに附属書Bに温度試験方法を追加する。	C8105-2-19	IEC 60598-2-2:2023, Luminaires-Part 2-2: Particular requirements - Recessed luminaires and recessed air-handling luminaires(MOD)	一般社団法人日本照明工業会	一般財団法人日本規格協会

JIS原案等パブリックコメント実施リスト

注記

- 1: 意見及び異議受付期間は、令和7年1月6日～令和7年2月4日
- 2: 区分aは、JIS規格原案又はTS原案若しくはTR原案の別を記載
- 3: 区分bは、制定、改正の別を記載
- 4: 対応国際規格は、対応国際規格が判明している場合に記載

No	区分a	区分b	JIS規格番号等	JIS規格原案等の名称	JIS規格原案等の英文名称	JIS規格原案等の適用範囲	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	原案作成者	対応する国際規格協会
17	JIS	改正	D9301	一般用自転車	Bicycles for general use	この規格は、JIS D 9111の規定で分類されるスポーティー車、シティー車、実用車及び子供車のうち、表1の主要寸法に適合するものについて規定する。	<p>主な改正点は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適用範囲において、2024年に改正されたJIS D 9111(自転車一分類、用語及び諸元)の改正内容にあわせて、車種名の見直し・自転車の幅や長さといった技術的な要件を追加する。</li> <li>・ブレーキの制動性能値を走路試験の要求事項との整合性を考慮して見直された国際規格の数値と整合化を図る。</li> <li>・ブレーキの耐熱性に関する要求事項(試験手順、対象となる部品など)がより明確となるように国際規格に合わせて内容に変更する。</li> <li>・繊維強化樹脂製リムの耐熱性及び衝撃強度に関する要求事項を追加する。</li> <li>・ペダルの衝撃強度及び疲労強度に関しての注意事項を注記に追加する。</li> <li>・泥除けに関する要求事項と試験方法を国際規格と整合化する。</li> <li>・繊維強化樹脂製サドルレールの静的強度に関する要求事項を追加する。</li> <li>・シートマストキャップ、ドロップバーシートポスト、サスペンションドロップバーシートポストに関する要求事項を追加する。</li> </ul>		ISO 4210-2:2023, Cycles—Safety requirements for bicycles—Part 2: Requirements for city and trekking, young adult, mountain and racing bicycles(MOD)	一般財団法人自転車産業振興協会	一般財団法人日本規格協会
18	JIS	改正	D9304	スポーツ専用自転車	Bicycles for exclusive sports usage	この規格は、JIS D 9111の規定で分類されるマウンテンバイク及びロードバイクのうち、表1の主要寸法に適合するものについて規定する。	<p>主な改正点は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1.適用範囲において、2024年に改正されたJIS D 9111(自転車一分類、用語及び諸元)の改正内容にあわせて、車種名の見直し・自転車の幅や長さといった技術的な要件を追加する。</li> <li>・ブレーキの制動性能値を走路試験の要求事項との整合性を考慮して見直された国際規格の数値と整合化する。</li> <li>・ブレーキの耐熱性に関する要求事項(試験手順、対象となる部品など)がより明確となるように国際規格と整合化する。</li> <li>・繊維強化樹脂製リムの耐熱性及び衝撃強度に関する要求事項を追加する。</li> <li>・ペダルの衝撃強度及び疲労強度に関しての注意事項を注記に追加する。</li> <li>・繊維強化樹脂製サドルレールの静的強度に関する要求事項を追加する。</li> <li>・シートマストキャップ、ドロップバーシートポスト、サスペンションドロップバーシートポストに関する要求事項を追加する。</li> </ul>		ISO 4210-2:2023, Cycles—Safety requirements for bicycles—Part 2: Requirements for city and trekking, young adult, mountain and racing bicycles(MOD)	一般財団法人自転車産業振興協会	一般財団法人日本規格協会
19	JIS	改正	D9313-4	自転車-第4部:車体部の試験方法	Cycles-Part4:Body unit test methods	この規格は、JIS D 9111の規定で分類されるJIS D 9301及びJIS D 9304の車体部の試験方法について規定する。	<p>主な改正点は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フレームフォークアセンブリのペダル力による疲労試験について、クランク長や試験機とフレームが干渉した際の調整条件を明確にする。</li> <li>・フレームフォークアセンブリの水平力による疲労試験について、サスペンションフォークの調整条件を明確にする。</li> <li>・リアブレーキ台座の試験について、ディスクブレーキ用台座の試験方法を追加する。</li> <li>・フォークコラムとハンドルステムアセンブリの疲労試験について、追加する。</li> </ul>		ISO 4210-6:202314, Cycles—Safety requirements for bicycles—Part 6: Frame and fork test methods(MOD)	一般財団法人自転車産業振興協会	一般財団法人日本規格協会
20	JIS	改正	D9313-5	自転車-第5部:走行装置の試験方法	Cycles-Part5:Running device test methods	この規格は、JIS D 9301及びJIS D 9304の走行装置の試験方法について規定する。	<p>主な改正点は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・繊維強化樹脂製リムの耐熱性試験について追加する。</li> </ul>		ISO 4210-7:2023, Cycles—Safety requirements for bicycles—Part 7: Wheels and rims test methods(MOD)	一般財団法人自転車産業振興協会	一般財団法人日本規格協会
21	JIS	改正	D9313-6	自転車-第6部:駆動装置の試験方法	Cycles-Part6:Driving device test methods	この規格は、JIS D 9301及びJIS D 9304の駆動装置の試験方法について規定する。	<p>主な改正点は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・クランクアセンブリの疲労試験について、クランク部への実走行時の負荷をより再現した2段階の試験方法とする。</li> <li>・ペダルの強度試験について、ペダル軸以外に負荷がかかった際の故障モードを再現した試験方法とする。</li> </ul>		ISO 4210-8:2023, Cycles—Safety requirements for bicycles—Part 8: Pedal and drive system test methods(MOD)	一般財団法人自転車産業振興協会	一般財団法人日本規格協会
22	JIS	改正	D9313-7	自転車-第7部:座席装置の試験方法	Cycles-Part 7: Seating device test methods	この規格は、JIS D 9301及びJIS D 9304の座席装置の試験方法について規定する。	<p>主な改正点は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・繊維強化樹脂製サドルレールの静荷重試験を追加する。</li> <li>・サスペンションシートポストの静荷重試験を追加する。</li> <li>・ドロップバーサスペンションシートポストの試験を追加する。</li> </ul>		ISO 4210-9:2023, Cycles—Safety requirements for bicycles—Part 9: Saddles and seat-post test methods(MOD)	一般財団法人自転車産業振興協会	一般財団法人日本規格協会

JIS原案等パブリックコメント実施リスト

注記  
 1: 意見及び異議受付期間は、令和7年1月6日～令和7年2月4日  
 2: 区分aは、JIS規格原案又はTS原案若しくはTR原案の別を記載  
 3: 区分bは、制定、改正の別を記載  
 4: 対応国際規格は、対応国際規格が判明している場合に記載

No	区分a	区分b	JIS規格番号等	JIS規格原案等の名称	JIS規格原案等の英文名称	JIS規格原案等の適用範囲	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	原案作成者	
23	JIS	改正	K0170-1	流れ分析法による水質試験方法—第1部:アンモニア体窒素	Testing methods for water quality by flow analysis — Part 1: Ammonium nitrogen	この規格は、工業用水、工場排水に含まれるアンモニア体窒素を吸光度法による流れ分析法を用いて定量するための方法について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・インドフェノール青吸光度法に準拠した試薬を用いたCFAの分析方法を追加する。 ・蒸留の代替としてガス透過膜を用い、有害物質であるフェノールの代替としてサリチル酸を用いたCFAの分析方法を追加する。		ISO 11732:2005, Water quality — Determination of ammonium nitrogen — Method by flow analysis (CFA and FIA) and spectrometric detection(MOD)	一般社団法人日本環境測定分析協会	一般財団法人日本規格協会
24	JIS	改正	K0170-2	流れ分析法による水質試験方法—第2部:亜硝酸体窒素及び硝酸体窒素	Testing methods for water quality by flow analysis — Part 2: Nitrite nitrogen and nitrate nitrogen	この規格は、工業用水、工場排水に含まれる亜硝酸体窒素及び硝酸体窒素を吸光度法による流れ分析法を用いて定量するための方法について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・全窒素、亜硝酸イオン及び硝酸イオンの分析における装置と試薬の共有化(FIA法)の追加。“測定方法の種類並びに試薬及び装置”において、硝酸イオン、亜硝酸イオンの測定法にJIS K 0170-11に記載の全窒素(FIA法)の流路系と試薬を追加し、同じ装置で全窒素、硝酸イオン、亜硝酸イオンが測定できるようにする。 ・亜鉛還元-ガス透過-サリチル酸によるインドフェノール青発色CFA法を追加する。カドミウムカラム還元剤の代替として銅-亜鉛還元コイルを用いて硝酸をアンモニアまで還元、ガス透過膜を用いてアンモニアと夾雑物とを分離し、サリチル酸を用いたインドフェノール青法で測定を行う方法を追加する。		ISO 13395:1996, Water quality — Determination of nitrite nitrogen and nitrate nitrogen and the sum of both by flow analysis (CFA and FIA) and spectrometric detection(MOD)	一般社団法人日本環境測定分析協会	一般財団法人日本規格協会
25	JIS	改正	K0170-3	流れ分析法による水質試験方法—第3部:全窒素	Testing methods for water quality by flow analysis — Part 3: Total nitrogen	この規格は、工業用水、工場排水に含まれる窒素化合物をベルオキシニ硫酸塩を用いる酸化分解、又はUV照射酸化分解によって硝酸イオンとして、これを吸光度法による流れ分析法を用いて、全窒素として定量するための方法について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・現行規格には、測定方法の種類としてISOで規定されている紫外線照射分解法が含まれていない。ISOとの整合性を取るために追加する。 ISO 29441:2010 水質—UV分解を用いた全窒素の定量—フロー分析法(CFA及びFIA)及び分光検出器を用いた分析法 Water quality — Determination of total nitrogen after UV digestion — Method using flow analysis (CFA and FIA) and spectrometric detection ・新たな測定方法として、「酸化分解-亜鉛還元-ガス透過-サリチル酸によるインドフェノール青発色CFA法」を追加する。適用範囲、引用規格、用語及び定義は0170-3同様である。ベルオキシニ硫酸カリウムで全窒素を硝酸に酸化分解し、カドミウムカラム還元剤の代替として銅-亜鉛還元コイルを用いて硝酸をアンモニアまで還元、ガス透過膜を用いてアンモニアと夾雑物とを分離し、サリチル酸を用いたインドフェノール青法で測定を行うものである。		ISO 29441:2010, Water quality — Determination of total nitrogen after UV digestion — Method using flow analysis (CFA and FIA) and spectrometric detection(MOD)	一般社団法人日本環境測定分析協会	一般財団法人日本規格協会
26	JIS	改正	K0170-4	流れ分析法による水質試験方法—第4部:りん酸イオン及び全りん	Testing methods for water quality by flow analysis — Part 4: Phosphate and total phosphorus	この規格は、工業用水、工場排水に含まれるりん酸体りんをモリブデン青発色・吸光度法による流れ分析法を用いて定量するための方法、及び試料中のりん化合物を、ベルオキシニ硫酸塩を用いる加熱酸化分解によってりん酸イオンとする前処理を含んだ流れ分析法によって全りんを定量する方法について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・全りん及びりん酸イオン測定における装置と試薬の共有化(FIA法) “測定方法の種類並びに試薬及び装置”において、全りんの装置を使用し、のりん酸イオンの測定条件を記載する。 ・りん酸イオン及び全りんの測定法(CFA)の改良処方 現行JISでは測定方法の種類としてISO15681-2:2018で変更である硫酸添加の処方を追加する。		ISO 15681-1:2003, Water quality — Determination of orthophosphate and total phosphorus contents by flow analysis (FIA and CFA) — Part 1: Method by flow injection analysis (FIA)(MOD) ISO 15681-2:2018, Water quality — Determination of orthophosphate and total phosphorus contents by flow analysis (FIA and CFA) — Part 2: Method by continuous flow analysis (CFA)(MOD)	一般社団法人日本環境測定分析協会	一般財団法人日本規格協会
27	JIS	改正	K0170-5	流れ分析法による水質試験方法—第5部:フェノール類	Testing methods for water quality by flow analysis — Part 5: Phenol index	この規格は、工業用水、工場排水に含まれるフェノール類を蒸留分離後、4-アミノアンチピリン吸光度法による流れ分析法を用いて定量するための方法について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・引用規格の修正及び、新たに追加された規格を引用する。 ・K 0170の他のパートの引用箇条番号を修正する。 ・全項目に共通する表現方法を統一する。		ISO 14402:1999, Water quality — Determination of phenol index by flow analysis (FIA and CFA)(MOD)	一般社団法人日本環境測定分析協会	一般財団法人日本規格協会
28	JIS	改正	K0170-6	流れ分析法による水質試験方法—第6部:ふっ素化合物	Testing methods for water quality by flow analysis— Part 6: Fluoride	この規格は、工業用水、工場排水に含まれるふっ素化合物をふっ化物イオンとして蒸留分離後、これをランタン-アリザリンコンプレキソン発色吸光度法による流れ分析法を用いて定量するための方法について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・測定(箇条6) 6.3.2 ランタン-アリザリンコンプレキソン発色FIA法において、注記2記載のアルフッソン溶液にアルフッソン溶液としてアセトンおよびフッ化物イオン共存系試薬を用いた条件を追加する。		(無)	一般社団法人日本環境測定分析協会	一般財団法人日本規格協会
29	JIS	改正	K0170-7	流れ分析法による水質試験方法—第7部:クロム(VI)	Testing methods for water quality by flow analysis— Part 7: Chromium (VI)	この規格は、工業用水、工場排水に含まれるクロム(VI)をジフェニルカルバジド発色吸光度法による流れ分析法を用いて定量するための方法について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・測定(箇条6) 6.3.3ジフェニルカルバジド発色(2流路)FIA法について、アセトン濃度5%(V/V)、硫酸濃度0.36 M、DPC 濃度0.5 g/Lにした低濃度試薬を採用する。		ISO 23913:2006, Water quality — Determination of chromium (VI) — Method using flow analysis (FIA and CFA) and spectrometric detection(MOD)	一般社団法人日本環境測定分析協会	一般財団法人日本規格協会

JIS原案等パブリックコメント実施リスト

注記  
 1: 意見及び異議受付期間は、令和7年1月6日～令和7年2月4日  
 2: 区分aは、JIS規格原案又はTS原案若しくはTR原案の別を記載  
 3: 区分bは、制定、改正の別を記載  
 4: 対応国際規格は、対応国際規格が判明している場合に記載

No	区分a	区分b	JIS規格番号等	JIS規格原案等の名称	JIS規格原案等の英文名称	JIS規格原案等の適用範囲	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	原案作成者	
30	JIS	改正	K0170-8	流れ分析法による水質試験方法—第8部:陰イオン界面活性剤	Testing methods for water quality by flow analysis— Part 8: Anionic surfactants	この規格は、工業用水、工場排水に含まれる陰イオン界面活性剤を、メチレンブルー吸光度法による流れ分析法を用いて定量するための方法について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・引用規格の修正及び、新たに追加された規格を引用する。 ・K 0170の他のパートの引用箇条番号を修正する。 ・全項目に共通する表現方法を統一する。		ISO 16265:2009, Water quality—Determination of the methylene blue active substances (MBAS) index— Method using continuous flow analysis (CFA)(MOD)	一般社団法人日本環境測定分析協会	一般財団法人日本規格協会
31	JIS	改正	K0170-9	流れ分析法による水質試験方法—第9部:シアン化合物	Testing methods for water quality by flow analysis— Part 9: Cyanide compounds	この規格は、工業用水、工場排水に含まれるシアン化合物を蒸留などによってシアン化水素として分離後、4-ピリジンカルボン酸-ジメチルホルピツツール酸発色吸光度法又は4-ピリジンカルボン酸-ピラゾロン発色吸光度法による流れ分析法を用いて定量するための方法について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・6.3.2記載のFIA法について、2つの反応温度を一つの温度とした流路系とそれに適合した新たな試薬類を用いた方法を新規方法として追記する。 ・現行規格には記載されていない昭和46年12月28日環境庁告示第59号水質汚濁に係る環境基準付表1の全シアン測定方法(CFA法)を追加する。		ISO 14403-1:2012, Water quality—Determination of total cyanide and free cyanide using flow analysis (FIA and CFA)— Part 1: Method using flow injection analysis (FIA)(MOD) ISO 14403-2:2012, Water quality—Determination of total cyanide and free cyanide using flow analysis (FIA and CFA)— Part 2: Method using continuous flow analysis (CFA)(MOD)	一般社団法人日本環境測定分析協会	一般財団法人日本規格協会
32	JIS	改正	P8113	紙及び板紙—引張特性の試験方法—第2部:定速伸張法(20mm/min)	Paper and board—Determination of tensile properties— Part 2: Constant rate of elongation method (20mm/min)	この規格は、定速伸張(20 mm/min)形引張試験機を用い、紙及び板紙の引張強さ、引張破断伸び率及び引張エネルギー吸収量の測定方法、並びに比引張強さ、比引張エネルギー吸収量及び引張弾性率の計算式について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・対応国際規格に整合し「規格の名称」及び「規格の箇条建て(規格の構成)」を変更する。 ・「用語及び定義」において、試験手順に混乱を起さないように、「伸び」及び「伸び率」を追加する。 ・現行規格での用語「引張破断伸び」を「引張破断伸び率」に変更するとともに、「引張弾性率」の定義の表現を修正する。 ・引張弾性率の定義を分かりやすく説明するため、図を参照する。		ISO 1924-2:2008, Paper and board—Determination of tensile properties—part2:Constant rate of elongation method (20 mm/min)(MOD)	紙/パルプ技術協会	一般財団法人日本規格協会
33	JIS	改正	T0601-2-66	医用電気機器—第2-66部:補聴器及び補聴器システムの基礎安全及び基本性能に関する個別要求事項	Medical electrical equipment—Part 2-66: Particular requirements for the basic safety and essential performance of hearing instruments and hearing instrument systems	この規格は、補聴器及び補聴器システムの基礎安全について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・「基本性能」において、現行規格では、補聴器に該当する基本性能はないことを規定していたが、製造業者がリスクマネジメントの結果に基づいて補聴器の基本性能を特定できる旨の記載を追加する。 ・電磁両立性(EMC)に関して、現行規格ではIEC 60118-13による試験を要求していたが、JIS T 0601-1-2(医用電気機器—第1-2部:基礎安全及び基本性能に関する一般要求事項—副通則:電磁妨害—要求事項及び試験)による試験を追加する。 ・巻込みに関わるハザードに関して、現行規格では、首に着ける補聴器又は付属品のケーブルは安全のために30 N以下の力で接続が外れなければならないと規定していたが、この力を40 Nに変更する。 ・落下試験に関して、現行規格では、1.5 mの高さからの落下によって受容できないリスクを生じてはならないと規定していたが、この高さを変えて1.0 mに変更する。		IEC 60601-2-66:2019, Medical electrical equipment—Part 2-66: Particular requirements for the basic safety and essential performance of hearing aids and hearing aid systems(MOD)	一般社団法人日本補聴器工業会	一般財団法人日本規格協会
34	JIS	改正	T8125-5	手持ちチェーンソー使用者のための防護服—第5部:防護脚半	Protective clothing for users of hand-held chainsaws — Part 5: Protective gaiters (現行名称: Protective clothing for users of hand-held chainsaws — Part 5: Performance requirements and test methods for protective gaiters)	この規格は、手持ちチェーンソーを使用することによって生じるリスクから身体を守るための個人用保護具の中で、防護脚半の試験方法及び性能要求について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・製品規格であることを明確にするため、規格名称及び適用範囲を変更する。 ・用語及び定義において、防護性能の評価基準であるカットスルーの定義を変更する。 ・試験装置において、脚半の切断試験はJIS T 8125-3(ISO 11393-3:2018)の固定方法によってJIS T 8125-1:2022 (ISO 11393-1:2018)の装置を用いる試験に変更する。 ・性能規定において、新たにエルゴノミクス(人間工学)の規定を追加し、脚半装着時の動作試験と装着性(密着度評価)試験によって評価する規定を追加する。		ISO 11393-5:2018, Protective clothing for users of hand-held chainsaws—Part 5: Performance requirements and test methods for protective gaiters(MOD)	公益社団法人日本保安用品協会	一般財団法人日本規格協会

JIS原案等パブリックコメント実施リスト

注記  
 1: 意見及び異議受付期間は、令和7年1月6日～令和7年2月4日  
 2: 区分aは、JIS規格原案又はTS原案若しくはTR原案の別を記載  
 3: 区分bは、制定、改正の別を記載  
 4: 対応国際規格は、対応国際規格が判明している場合に記載

No	区分a	区分b	JIS規格番号等	JIS規格原案等の名称	JIS規格原案等の英文名称	JIS規格原案等の適用範囲	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	原案作成者	
35	JIS	改正	T8125-6	手持ちチェーンソー使用者のための防護服—第6部:上半身防護服	Protective clothing for users of hand-held chainsaws – Part 6: Upper body protectors (現行名称: Protective clothing for users of hand-held chainsaws – Part 6: Performance requirements and test methods for upper body protectors)	この規格は、手持ちチェーンソーによる切断を防止するために使用する上半身防護服の試験方法及び性能要について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・製品規格であることを明確にするため、規格名称及び適用範囲を変更する。 ・用語及び定義において、防護性能の評価基準であるカットスルーの定義を変更する。 ・規定防護領域のデザインにおいて、防護領域が広いデザインBを追加する。 ・袖用試験片取付台において、上半身防護服の袖の切断試験はJIS T 8125-3 (ISO 11393-3:2018)の試験用マウントを用いることとし、切断方法を、試験片取付台に対して45° ±5° の角度で交差する位置に改める。 ・水洗いが可能な場合、少なくとも1着の前処理水温は60度で5回の洗濯及び30 ± 15℃、30～70%相対湿度による乾燥に変更する。 ・試験装置において、上半身防護服の切断試験は、JIS T 8125-1:2022の装置を用いるように改める。 ・人間工学的要求事項において、題名をエルゴノミクスに改め、その試験の手順において、3動作を追加し、透湿抵抗試験を廃止する。また被験者の数を3名以上から2名以上に改める。		ISO 11393-6:2018, Protective clothing for users of hand-held chainsaws – Part 6: Performance requirements and test methods for upper body protectors(MOD)	公益社団法人日本保安用品協会	一般財団法人日本規格協会